

第12期東京都生涯学習審議会 第14回全体会

次 第

日時：令和5年10月2日（月曜日）

午後5時00分から午後7時00分まで

会場：都庁第二本庁舎31階特別会議室25

1 開会

2 議事

「これからの地域コミュニティづくりにおける都立学校の在り方」について

(1) 審議事項

校内居場所カフェの魅力的運営について

(都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム関係)

3 その他

今後の予定について

4 閉会

【配布資料】

第12期東京都生涯学習審議会第14回全体会 審議資料

第12期東京都生涯学習審議会委員

氏名	所属
エビハラ シュウコ 海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
サイ ヒロミ 笹井 宏益	玉川大学 特任教授
サワオカ シノ 澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員
シノダ マナミ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
タケダ カズヒロ 竹田 和広	一般社団法人ウィルドア 共同代表理事
ノグチ アキナ 野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事
ヒロシ タクジ 広石 拓司	株式会社エンパブリック 代表取締役
フクモト ミチヨ 福本 みちよ	東京学芸大学教職大学院 教授
マツヤマ アキ 松山 亜紀	キンドリルジャパン株式会社 社会貢献部門ディレクター CSR/社会貢献 部長
ヨコタ ミホ 横田 美保	特定NPO法人持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 事務局長

(令和4年11月1日更新)

第12期東京都生涯学習審議会

第14回全体会 審議資料

令和5年10月2日

第14回全体会 次第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

校内居場所カフェの魅力的運営について

3 今後の予定

審議事項 校内居場所カフェの魅力的運営について

「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」に

Ⅱ 生徒目線に立って支援の充実 1. 不登校生徒・中途退学者支援の項の(6)において「校内居場所カフェ」の設置が位置づけられました。

この居場所カフェは、令和6年度チャレンジスクール1校(都立小台橋高校)で設置される予定です。



II 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組の方向性

外部人材やデジタル等を活用し、支援を要する生徒に対するきめ細かな支援体制を充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の充実	YSW(主任)を増員し、支援困難案件への対応力の向上を図ることで、不登校や中途退学を未然防止	順次増員		効果検証の上、展開を検討
(2) スクールカウンセラーやYSWを活用した支援体制の充実	スクールカウンセラーやYSWの効果的な配置形態や活用方法を検討するため、スクールカウンセラーやYSWの機能強化に向けた検証事業を継続		支援体制検証事業の実施	効果検証の上、展開を検討
(3) 「学びのセーフティネット」事業の充実	NPO等の外部機関と連携して、生徒が安心できる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施	地区の拡充 (3地区から4地区に拡充)	継続実施	
(4) 仮想空間上の学習環境 (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用	「学びのセーフティネット」事業においてバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用し、通所できない子供たちへの学習の機会や居場所の提供を通じて、不登校の都立高校生や中途退学者に対して支援		実施	
(5) 校内別室指導推進事業の実施	校内に別室を設置し、支援員が学習指導や相談を実施するとともに、教室での授業を動画で配信をするなど、別室であれば登校できる生徒等を支援		実施	効果検証の上、展開を検討

II 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(6) 「校内居場所カフェ」の設置	サードプレイス(第3の居場所)として「校内居場所カフェ」を設置し、YSWが日常の学校生活に入り込むことで生徒との関係性を構築することをはじめ、生徒に対する個に応じた支援を通じて、不登校や中途退学を防止		設置準備	チャレンジスクール(1校)に設置
(7) 都立学校「自立支援チーム」情報共有・管理システムの構築	要支援生徒に対する支援の業務効率化に向け、要支援生徒情報の共有・管理システムを構築し、学校、支援センター、教育庁の情報共有・連携を迅速化	クラウドサービス構築・導入(カスタマイズ・試行運用)	本格運用	
(8) 生徒のメンタルヘルスに関わるオンラインシステム	生徒の心身の変化を把握するためのシステムを開発し、早期の発見につなげることで相談体制を充実	開発	本格運用	
(9) 「社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業の拡充	学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムの対象校を拡大するとともに、不登校生徒が多い高校では、コミュニケーションワークショップのプログラム等を積極的に導入	継続実施	・総合学科を対象校に追加 ・プログラムの拡充	
(10) 人間関係づくりプログラムの実施	生徒が自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりを持って相手の気持ちを受け止めたりすることができるよう、人間関係を形成するスキルを一層高めることを目的とするプログラムの対象校を拡大	継続実施	希望する全日制課程高校を対象校に追加	



<「普話法廷を使った裁判員体験」の様子
(「社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業)>

都立高校における「校内居場所カフェ」づくり
をどのように進めていくか？

第12期生涯審 学校開放のパターン化(都立高校の場合)の例

従来型

- | | |
|---|--|
| <p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の学校施設開放のみを担う
(公開講座を実施しない分、学校の負担は軽減される) | <p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの都立学校公開講座と基本的に同じ仕組み ・但し、あくまで高校側の意思で実施することを前提とする
(中等教育学校や専門高校には一定のニーズがあると考えられる) |
|---|--|

②高校の教育機能開放

①学校施設開放

①学校施設開放

パターンⅠ

パターンⅡ

すべての都立高校での必須項目

高校が自らの意思で選択する

教育活動発展型

- 〈特徴〉
- ・NPO等が高校の教育活動の「応用」「発展」を担う活動を展開してくれる場合に、NPOに学校施設を優先利用させる
 - ・高校はその対価として、キャリア教育や総合的な探究の時間の支援を受けることができる

③NPOと連携

①学校施設開放

パターンⅢ

高校の教育意思が反映される

都民の「学び」支援型

- 〈特徴〉
- ・地域性や学校施設開放の利便性等を都教育委員会が判断し、区市町村や知事部局の施策展開等に協力する形の都立学校開放
 - ・体育施設だけでなく、学習文化施設も開放対象とする

④区市町村、知事部局への施設開放

①学校施設開放

パターンⅣ

学校の管理機関である都教育委員会が社会教育(赤色)の実施主体となる

- 〈特徴〉
- ・都立学校公開講座のリメイク版
 - ・教員を公開講座の講師とするのではなく、TEPROサポーターバンクの登録人材をはじめとした教育人材の力を都民の生涯学習の推進に活用する

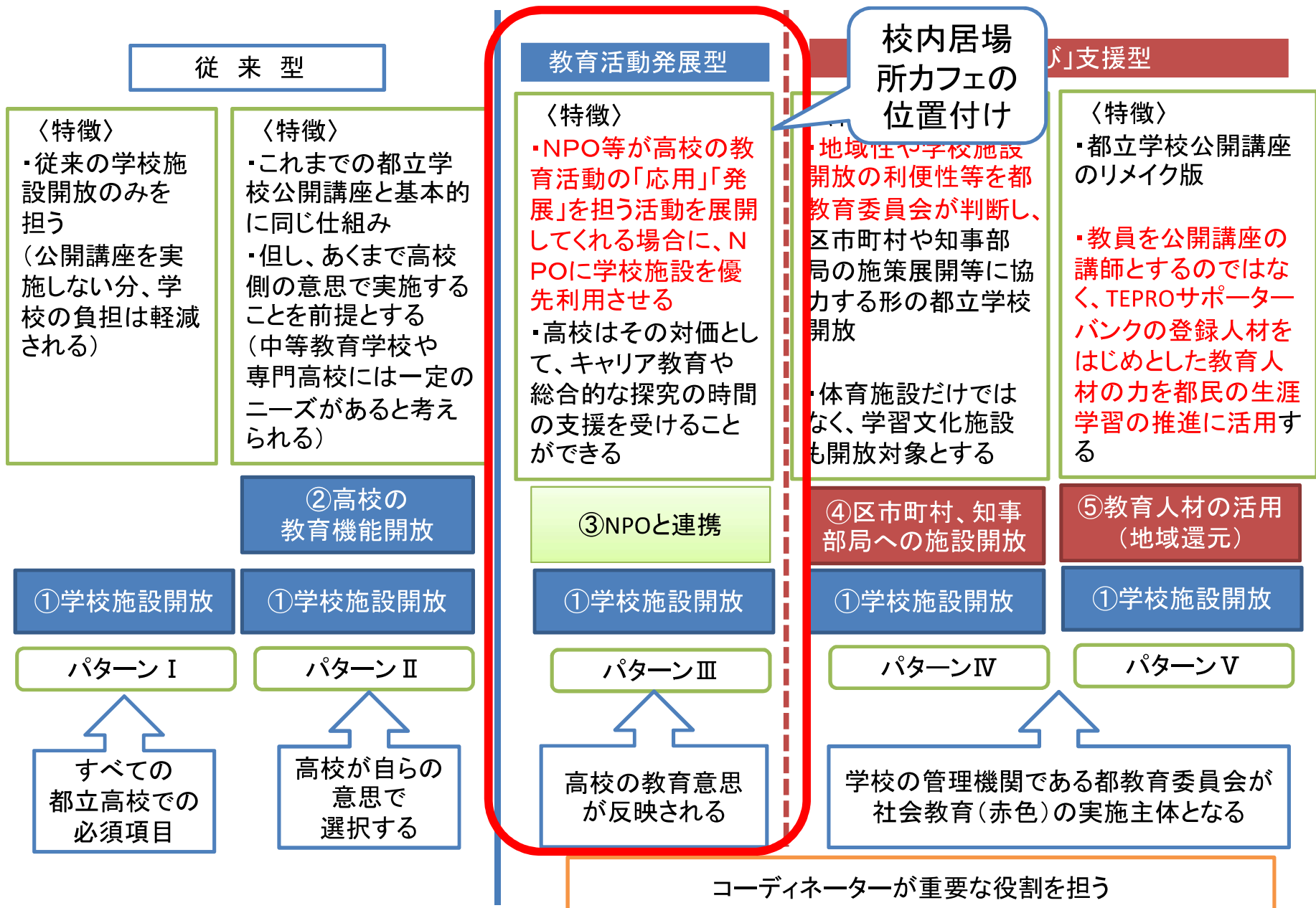
⑤教育人材の活用(地域還元)

①学校施設開放

パターンⅤ

コーディネーターが重要な役割を担う

第12期生涯審 学校開放のパターン化(都立高校の場合)の例



先進事例：神奈川県立田奈高校「ぴっかりカフェ」



横浜・田奈高 外部の相談員ら「居場所」づくり

ここにおいでよ 「図書室カフェ」

学習面や経済面の困難を抱える生徒たちに寄り添うと、県立田奈高校（横浜市長瀬区）で「図書室カフェ」を開く取り組みが始まっている。カフェを通じて生徒と支援者が顔知りになり、就労や家庭に関する相談を受ける場を目指す。

「今日、カフェの日。」午前の授業が終わると、図書室に生徒たちがやってくる。Jポップや洋楽が流れる中、無料のココアやジュースなど好きな飲み物を注文し、お菓子をつまむ。輪になってお弁当を食べる女子や、ソファに座ってキターを練習する男子も。毎週末の昼休みと放課後に開かれる「ぴっかりカフェ」。

「エド。ホスト役は、2011年から出張相談員として同校で活動してきた石井正宏さん。教師ではないことがすべからぬようポロシャツにジーパン、帽子をかぶったスタイルで、飲み物を振る舞ったり、楽器を教えたりと気軽に声をかける。同校は、中学までに学習

的に受け入れる「クリエイティブスクール」の1校だ。経済的困難を抱える家庭の子どもの多く、少人数での学び直しのほか、石井さんの発案で、有給のアルバイトと職業体験のインターシップを組み合わせた「パイターン」事業などを行ってきた。パイターン先の企業に3人が正社員として就職したほか、パイターン経験を生かして内定を得る生徒も増えている。だが、パイターンへの公的補助金は12年度まで打ち切りに。さらに、一度も相談の仕組みを頼らず進路決定のまま卒業して行く

生徒も一定数いた。そこで昨秋、「相談室には来てくれない生徒たち」も訪れやすい場としてのカフェ開催とパイターン事業の継続を目指す。ウェルサイトで多くの人からお金を募る「クラウドファンディング」に挑戦。100万円が集まり、昨年12月からカフェを開き始めた。生徒たちにもすっかり浸透し、全校生徒約700人のうち200人近くが訪れた日もある。

同校司書の松田ユリさんは「図書室はもとも居場所としての要素がある」と話す。ある3年生の男子は、両親の離婚後、父親の再婚相手とうまくいかず、放課後も図書室に残ることで「親とがやめるという。親とは話したくないから、免許を取りたいとか卒業したらどうしたいとか、ここで話したい」と話す。図書室に通ううちにやはり両親が離婚した後輩と話すようになり、心強くなったという。生徒の中には、数回通い、石井さんや松田さんが自分のことを覚えてくれていて、これから初めて悩みを話す例も。石井さんは「相談室で待っているだけじゃあ会えなかった子ども会とのが図書室のよさ。しばしば『信頼貯金』をためるもので接し、いすれは『このつながりをパイターンにもつなげていきたい』と話す。」

（木下あゆみ）

ぴっかりカフェの仕掛け人の一人(松田ユリ子さん、学校司書)のコメント

問題をこじらせる前に、子どもと仲良くなって、ガスを吐き出させてあげれば大丈夫な子もいっぱいいるわけです。

予防的にガス抜きをしていたんですが、それ以上は何もできなかった。それが今は、こういう子がいるんだけどとすぐ相談できる。

子どもの事で何かあったときに、校内外の必要な大人につなげることができる。こういうしくみは、どの学校でも必要としていると思う。

教師とつながっていないとできないです。一緒にやるために、先生方にもいっぱい来てほしいし、先生方も外部の支援者を使って仕事をやりやすくしてほしいです。どっちも子どもたちを支えるためなんです。

校内居場所カフェの取組から「交流相談」という考え方が生まれてきている

田中俊英(NPOドーナツトーク)は、サードプレイスとしての校内居場所カフェのもつ力として、①安全・安心な居場所、②初期的なソーシャルワーク、③文化の提供の3つを挙げている。

主として経済的下流層の家庭で見られる緊張状態(暴言ー心理的虐待、親の不在ーネグレクト等がない空間は、生徒にとってはむしろ貴重なものです。緊張状態はセカンドプレイス(教室)でも生徒を襲い、その極端なものはいじめでしょうが、いじめでなくても、暴言が普通に飛び交うのが生徒にとってのセカンドプレイス=教室です。それらから自由になれて「安全」な状態であることで、「安心」を生徒は得ることができます。安全と安心は、現在の主として下流層の子どもたちにとって、それほど貴重なことなのです。

出典:田中俊英「サードプレイスの力」居場所カフェ立ち上げプロジェクト 編『学校に居場所カフェをつくらう! 生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援』2019 明石書店 所収

ユースソーシャルワーカーの職務パターン

【パターンⅠ】 <要請派遣>

いわゆる「派遣型」SSW
(コンサルテーション中心)

- 1) 教員、管理職からの相談に応じる
- 2) クライアントに直接関わるのは、教員
- 3) 教員、管理職とは対等な関係で、
専門的情報の提供

【パターンⅡ】 <継続派遣>

学校と連携し、要支援生徒に
直接アプローチする

- 1) 学校の依頼により、面談を行う
 - 2) 教員とともに家庭訪問等を行う
 - 3) 関係機関とネットワークを構築する
- ⇒ 適切なアセスメントによる支援

【パターンⅢ】 <継続派遣>

校内ユースワーク
(生徒との関係づくりを重視)

課題解決モデル<未然防止モデル
(例) 校内カフェ(「交流相談」)
学習支援(通信制スクーリング)

⇒ **学校改革への展望**

【パターンⅣ】 <学校外>

ユースワーク
(若者の自立支援)

当事者のエンパワーメント(主体形成)
(例) 交流・体験、インターンシップ
プロジェクトの企画(SL、PBL等)
⇒ 主権者になるための教育

第11期東京都生涯学習審議会建議(令和3年9月)

1. 「新成人期」(emerging adulthood)

ジェフリー・アーネット(アメリカの発達心理学者)が提起した概念

青年期と成人期の間が生じつつあり、いずれの時期とも異なる特徴を持つ、10代後半から20代の時期を指す。

- ①様々な可能性を試すアイデンティティ探求の時期(identity exploration)
- ②不安定な時期(instability)
- ③もっとも自分自身に関心が向かう時期(self-focused)
- ④移行をめぐく中途半端な感覚の時期、青年でも成人でもない時期(in-between)
- ⑤可能性に満ちた時期(possibility)

青年と大人の間を行ったり戻ってきたりする状況をEGRISの調査(1998-2001)では、「ヨーヨー型の移行」と名付けている。
いる。

- ①成人への移行は一度なされれば終わりというわけではなく、安定的で継続的な職業についても失業状態や不安定な仕事に戻ってしまうことと、また学校に戻ることもあること。
- ②仕事・教育などの諸側面がそれぞれ行きつ戻りつする可能性があること。
- ③ゴールとして大人に到達するのは容易ではないこと、大人への移行過程は最終的に完了するとは限らず、ライフコースを複数の段階に分割して考えることの有効性に限界がきている。

第11期東京都生涯学習審議会建議(令和3年9月)

2. ターゲット・アプローチとユニバーサル・アプローチの視点

ターゲット・アプローチ	ユニバーサル・アプローチ
現在の子ども・若者への主流となるアプローチ	行政施策上は、近年注目されていない
「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」が施策の主たる対象	すべての青少年(子ども・若者)を対象 ※学校教育を除く
子ども・若者育成支援推進法(2009)	
教育、福祉、医療、矯正、更生保護その他の関連分野	青少年教育(社会教育)、青少年対策、児童福祉
「個に応じた支援」が中心	青少年の主体的参加による相互学習や集団学習(青少年自身の自己教育)
支援手法:「ユースソーシャルワーク」	支援手法:「ユースワーク」

3. 青少年教育の手法としてのユースワーク

全ての青少年が地域の中で生活し、学び、活動し、働くことを通じて、成人期への移行を支援するというユニバーサル・アプローチを行う上で重要となるのが「ユースワーク」という青少年教育の手法

その役割は、「若者の居場所をつくること」「若者の人生の橋渡しをすること」

家庭・学校・職業生活以外の場面(社会教育)の場面で、青少年の思いや関心に基づいたチャレンジを伴う活動を通じて、青少年の主体的行動を促すとともに活動に取り組む中で、自分自身を知り、他者や社会と関わることの意味を知り、コミュニティの積極的な一員としての役割を発揮できるよう、自己決定する力を養うことを目指した支援・援助。

審議事項 校内居場所カフェの魅力的運営について

今回、都教委が施策化する「校内居場所カフェ」は、生涯学習課が担う「『都立学校自立支援チーム』派遣事業」の一環として位置付け、実施します。

校内居場所カフェの運営は、YSWを中心に行います。



東京都が目指す「校内居場所カフェ」の考え方

これまで校内居場所カフェと自立支援チームが目指す校内居場所のカフェの違い

従来の「校内居場所」カフェの取組		自立支援チームが目指す「校内居場所カフェ」
若者支援NPO等	運営主体	東京都教育委員会(生涯学習課)
NPOスタッフ	主な担い手	YSW(生涯学習課職員)
特になし	行政上の位置付け	都立高校の魅力向上に向けて実施プログラム(行政上の中期計画)
学校長や教員の意識により、位置づけが変化	安定度	都教委事業として運営

今回施策化する「校内居場所カフェ」は、

- ① 東京都教育委員会の施策(予算の確保を含む)として実施する。
- ② 運営は、生涯学習課の職員であるYSWが担う(基本的には常駐)。
(YSWによる「校内ユースワーク」の一環として位置づける)
- ③ 今後の都立高校改革を考える上でのモデル施策的位置付けをもつ。

東京都が目指す「校内居場所カフェ」の考え方

- ◇ YSWが日常生活の中に入り込み、生徒との関係性を構築することで、生徒が抱える課題を把握し、課題が顕在化する前に、課題解決を図る。
- ◇ 生徒自身が課題解決を図る主体として、成長するように支援する。

課題解決モデル ⇒ 高校中退未然防止モデル

